

# 住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました！

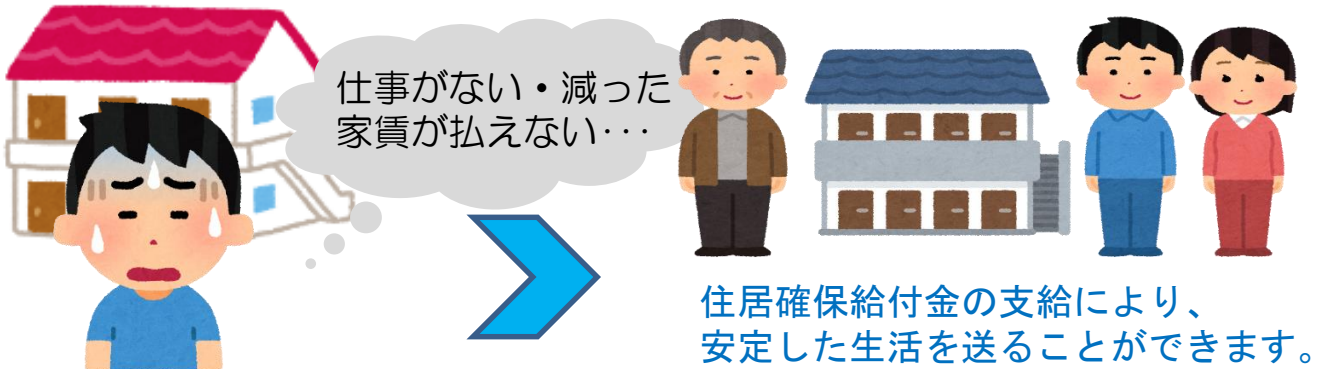
住居確保給付金は、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

※支給期間中、自立相談支援機関との面接等を行うなどの条件があります。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により  
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

| 項目  | チェック欄                    |      |      |      |      |           |      |      |
|---|--------------------------|------|------|------|------|-----------|------|------|
| 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？   | <input type="checkbox"/> |      |      |      |      |           |      |      |
| 資産が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていませんか？<br>(単位：万円)   | <input type="checkbox"/> |      |      |      |      |           |      |      |
| <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>10.8</td><td>15.1</td><td>17.9</td></tr></tbody></table> |                          |      | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 収入基準額（月額） | 10.8 | 15.1 |
|   | 単身世帯                     | 2人世帯 | 3人世帯 |      |      |           |      |      |
| 収入基準額（月額）   | 10.8                     | 15.1 | 17.9 |      |      |           |      |      |
| 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？  | <input type="checkbox"/> |      |      |      |      |           |      |      |

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。

▶山口県東部社会福祉事務所▶に相談してください。

| お住まいの町                | 相談窓口       | 住所               | 連絡先          |
|-----------------------|------------|------------------|--------------|
| 田布施町、平生町<br>上関町、(和木町) | 柳井健康福祉センター | 柳井市南町<br>三丁目9-3  | 0820-22-3777 |
| 和木町                   | 岩国健康福祉センター | 岩国市三笠町<br>1丁目1-1 | 0827-29-1512 |





# よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は  
どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。  
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられません。例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能で、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、山口県東部社会福祉事務所までお気軽に

